

# **いじめ防止に関する基本方針**

**平成 30 年6月**

**富士市立吉原小学校**

# 吉原小学校 いじめ防止に関する基本方針

## 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※ 平成30年3月、総務省は文部科学省・法務省に対し、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」を行った。本勧告においては、「いじめの正確な認知に向けた取組をさらに促すこと」「法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底」を図ることが特に強調されている。これは、「冷やかし・からかい等」から重大事態が発生する事例が極めて多いことを踏まえた結果である。

### (2) 基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

その一方において、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことであり、全ての児童に関係する問題でもある。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があることを理解しておくことが重要である。

したがって、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行うことが必要である。いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに

関係機関の連携の下、いじめの問題を解消することを目指して行わなければならない。

平成 25 年 9 月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法を受け、平成 30 年 3 月には、「富士市いじめ防止基本方針」が策定・公表された。

また、同月、総務省は、文部科学省及び法務省に対し、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」を行い、「いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと」「法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底」「重大事態の発生報告など法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底」「いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底」を強く求めている。

そこで、本校においても、いじめに苦しむ子どもをなくすために、さらに、取組を強化していくことにする。

## 2 推進体制

### (1) 学校いじめ対策組織

#### ア 指導体制の確立（担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当など）

いじめ問題は、一人の教員だけでは対応することができない。必ず連携し、本校の方針を共通理解したうえで、管理職にも報告し、必要があれば、SCやSSW、外部機関（児童相談所、子ども家庭課、警察署等）の活用など、組織的に対応することが重要である。学級担任が、一人の判断で動くことのないよう、十分に留意することが重要である。（別紙1参照）

※ 被害児童、加害児童、それらの家族に、学校の組織的な対応を知らせることで、ある程度の安心感を与え、その後の連携をしやすくする。

#### イ いじめ対策委員会

- ・いじめに関する情報共有と対応、未然防止策を共通理解するために、定期的にいじめ対策委員会を実施する。

（5月、7月、8月、11月、12月、1月、3月の第二木曜日開催を基本とする）

- ・いじめに関する情報等があった場合には、緊急に会議を開く。
- ・通常構成員（校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、養護教諭、学年主任）
- ・緊急時構成員  
通常構成員に加え、該当担任、該当学年部、  
さらに、第三者的立場の方として、SC、SSW、学校医、巡回相談員、民生児童委員などに、必要に応じて参加を依頼する。

※緊急対応を要する場合等には、上記構成員が揃わなくても会議を開く。

#### ウ 年間を見通した指導計画

- ・いじめ対策委員会会議（5月、7月、8月、11月、1月、3月）
- ・職員会議（4月、6月、9月、10月、12月、2月）
- ・教育相談（6月、11月）

- ・いじめアンケート(5月末、10月、2月)
- ・校内研修(夏季研修内にSCを講師に実施。)

## (2) いじめが起こった場合(いじめ情報に対する対応を含む)の組織的対応の流れ

※「富士市いじめ問題対応ガイドライン」に基づき対応する。

(別紙2「いじめへの対応図」参照)

- ①発見(初期情報入手)→担任、学年主任、生徒指導主任へ報告→教頭→校長へ
- ②加害とされる児童、被害とされる児童の各担任、該当学年主任を軸に関連情報収集
- ③入手した情報を照らし合わせ、事実確認
- ④事実を基に、いじめ対策委員会による方針の決定
  - ◆いじめられた児童と保護者への支援
  - ◆いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応
- ⑤上記にて決定した方針に従い対応
- ⑥対応策の確認・検証、解消までの経過観察(少なくとも3か月)
- ⑦事例情報の次年度への引継ぎ

## (3) 重大事態への対応

- ①速やかに富士市教育委員会へ報告をする。
  - ・「生命心身財産重大事態」が起こった場合
  - ・欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
  - ・上記項目該当状況の後、「不登校重大事態」に至った場合
  - ・児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合
- ②学校が主体となって調査を行うか、教育委員会が主体となって調査を行うか教育委員会の指示に従う。
- ③教育委員会の指示、指導、協力のもと、被害児童とその保護者に説明、報告をする。
- ④教育委員会の指示、指導、協力のもと、調査対象児童とその保護者に説明、報告をする。
- ⑤教育委員会事務局による富士市長及び教育委員会への説明、報告の後、教育委員会と連携して、結果を踏まえた必要な措置を行う。

## (4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要がある。

- ①教育委員会との連携について
  - 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」(以下「月例報告」という。)に含めて報告する。
  - 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。
    - ・重大事態
    - ・暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

・被害児童生徒にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

○必要に応じて、指導主事、SSW、SC等の派遣を要請する。

○教育委員会との連携に基づき、必要に応じて、こども家庭課や富士児童相談所、富士警察署、医療機関との連絡・調整を行う。

○児童や保護者に、いじめについて相談できる窓口等を、教育委員会作成のリーフレット等を活用し紹介する。

## ②その他関係機関等との連携

○校内での組織的対応に加え、外部関係機関との連携も視野に入れた対応を試みる。

・SC、SSW、巡回学習相談員、社会福祉士（特別支援教育センター）

・学校医、民生委員児童委員、PTA役員

・富士警察署（サポートセンター）、こども家庭課、富士児童相談所などと、必要に応じて連絡を取り対応する。

## 3 いじめの未然防止(開発的・予防的生徒指導)

「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

### (1) 学校の未然防止に向けた取組

①学級活動や道徳科の時間を活用し「思いやりの心」を育成する。

・人間関係づくりプログラムやグループエンカウターの実施。

・調査該当学年においては、「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行う。

②児童集会や全校集会等の特別活動を通して、「自尊感情」「自己有用感」や「互いを尊重し合う心」を育てる。

・縦割り活動において、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組を進める。

・児童生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会・生徒会が主体となった取組）を進める。

③日常の学級経営において、一人一人を大切にする態度をとり居場所をつくる。

(別紙3-1、別紙3-2参照)

④教師自身の言動を見直すとともに教職員同士が話しやすい環境をつくる。

(別紙4参照)

### (2) 保護者や地域への働きかけ

①PTA総会、学校運営協議会、学級懇談会等の場で、学校におけるいじめの実態や

指導方針等の情報を提供するとともに、情報交換、協議等の時間を確保する。

- ②学校だよりや学級だより、学校 web サイト等を活用し、本校のいじめ防止に関する基本方針の内容について、周知・啓発を図る。
- ③いじめアンケートの実施を保護者に知らせ、いじめ情報収集への積極的なかかわりを促す。
- ④民生委員児童委員との懇談会において気になる児童の情報交換をし、地域の目でも見守ることのできる関係を構築する。

## 4 早期発見

### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- ①児童の変化を見逃さない。(服装、持ち物、言葉遣い等)
- ②児童の話に耳を傾ける。(本人からの話、友達との会話)
- ③日常の些細な「ん？」を取り上げ話題とする。

### (2) 相談しやすい環境づくり

- 日常の生活の中で教職員が一人一人の児童への声掛けを意図的に行い、日頃から気軽に相談できる関係づくりに努める。忙しさのあまり、そっけない態度で応対したり、後回しにしたりすることのないよう、十分に留意する。
- S Cの来校日を、学校だよりや学年だより行事予定表に記載し、S Cへの相談を児童や保護者に積極的に活用することができるよう配慮する。
- 相談室前の廊下にいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置き、児童への相談窓口についての周知を図る。

### (3) 早期発見のための手立て

- ①日常の学校生活の観察  
学級担任だけでなく、教職員集団全員で行う。  
(S Cや養護教諭、サポート員等から積極的に情報を得る。)
- ②教育相談の教育課程への位置付け  
週日課表の中に教育相談の時間を設け、定期的に利用できるようにする。  
いじめアンケート実施後に教育相談日を設定し、全児童に個別面談を実施する。
- ③定期的ないじめのアンケート(年3回)  
アンケートは、情報をつかむために無記名が望ましいが、本人を特定できるような対策を講じる必要がある。そのため、本校においては、自宅で書かせ、封筒に入れて回収するように配慮することとする。  
なお、教育相談の内容や話し方、アンケート項目や実施方法等については、今後も検討を重ねていきたいと考える。

## 5 早期対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ ※2-(2)に準ずる。

- ①発見（初期情報入手）→担任、学年主任、生徒指導主任へ報告→教頭→校長へ
- ②加害とされる児童、被害とされる児童の各担任、該当学年主任を軸に関連情報収集
- ③入手した情報を照らし合わせ、事実確認
- ④事実を基に、いじめ対策委員会による方針の決定
  - ◆いじめられた児童と保護者への支援
  - ◆いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応
- ⑤上記にて決定した方針に従い対応
- ⑥対応策の確認・検証、解消までの経過観察（少なくとも3か月）
- ⑦事例情報の次年度への引継ぎ

### (2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

※2-(2)に準ずる。

### (3) いじめが起きた場合の対応

※2-(2)に準ずる。

### (4) 対応上の留意点

#### ア 把握すべき情報（5W1H）

- ◆誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◆いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◆いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◆いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

#### イ いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- ◆いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要。
- ◆状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整える。

#### ウ 周りの児童に対して

- ◆複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- ◆いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、

誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。

- ◆いじめをはやしたてるなど同調している児童には、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- ◆「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせる。
- ◆いじめを自分の問題として捉えさせる。

## 6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要である。

### (1) 未然防止

- ①インターネットの特性について情報教育を通して児童に理解させていく。
- ②「あったか言葉」を児童に意識させ、文字情報によるトラブル回避につなげる。
- ③保護者に携帯電話やゲーム等でのインターネット接続による情報交換トラブルについて、学級懇談会等を通して周知する。

### (2) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝える。

#### ①事実確認

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認する。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にweb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をする。
- エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

#### ②書き込み削除への対応

- ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

③ネット上のいじめを認知した場合、全ての保護者に、家庭でのルールの再確認や



見直しをお願いする。

④各学級で、ネット上のトラブルについて再指導し、再発防止に努める。

## 7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があるとされている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断しなくてはならない。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とされている。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

- ◆「いじめはいつでも、どこでも起こりえる」に加え、「再発の危険がある」という意識を持ち、日常の指導に当たる。
- ◆いじめ及びいじめの疑いを認知した児童については、被害児童だけでなく加害児童も含め継続観察をしていく。
- ◆少なくとも3か月以上双方の望ましい関係が続いた場合に、一応のいじめの解消とする。

## 【いじめ対応の共通理解】

- 1 いかなる場合でも、いじめの被害者の児童を全面的に守る。
- 2 いじめ被害の児童が何らかの問題(生徒指導上、あるいは精神的問題)を抱えている場合でも、被害児童の訴えに耳を傾け誠実に対応する。  
(例) 被害児童が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース  
→それでも被害児童を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導を行う。
- 3 被害児童のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害児童の訴えをまず誠実に聞き対応することで、被害児童本人や家族とのトラブルを避けられる。
- 4 その他、被害児童がいじめにつながりやすい要因(弱点)をもっていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。  
(特別支援を要する児童に起こりやすい)
- 5 加害児童からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害児童を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教員集団として決意し、日頃から児童たちに伝えておく。
- 6 実際のいじめの相談や指導において、徹底して被害児童への仕返しや報復から守り抜く。
- 7 被害児童を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- 8 加害児童への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害児童を守り抜く決意を加害者側にも示す。
- 9 被害者も加害者も保護者にとってはかけがえのない子どもであるので、指導方法と連絡については、十分な配慮をする。
- 10 加害児童も何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導の後、教員の役割分担の中で言い分も聴き、フォローしていく。
- 11 被害児童が、事態の悪化や報復を恐れ加害児童への直接の指導を嫌がる場合、他の方法を考え、速やかに実行する。  
(例)
  - ①偶然、現場に教員が通りかかったフリをし、指導することで、被害者が告げ口したといわれる事態を防止できる。
  - ②教育相談や何らかの形で加害児童と話すきっかけをもち、いじめてしまう状況を改善していく。
- 12 いじめ問題は、一人の教員だけでは対応できないので、必ず連携し、管理職にも報告し、必要があれば、SCやSSW、外部機関(児童相談所、子ども家庭課、警察署等)の活用など、組織的に対応する。被害児童とその家族は、学校の組織的な対応を知るだけである程度安心する。

# 「いじめへの対応図」

① 【初期情報を得た】

- 他の児童からいじめの情報を聞いた
- 養護教諭、SC 等から情報を聞いた
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- 児童の言動から気になった
- 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- いじめらしき現場を発見した
- 児童生徒や保護者からの相談や訴えを受けた
- アンケートの回答で確認した

② 【関連情報収集】

- 被害者とされる児童から個別事情聴取（担任＆学年部）
- 加害者とされる児童から個別事情聴取（担任＆学年部）
- 目撃、同行、相談を受けた等の児童から個別事情聴取（担任、学年部）
- 情報提供者がいる場合は情報提供者に再度確認（担任、学年部）  
※状況によっては、他の職員が事情聴取する。

③ 【入手した情報を照らし合わせ、事実確認】

- 事情聴取の結果報告。（情報入手者、校長、教頭、生徒指導主任、他関係者）
- 事実関係の整理。

④ 【事実を基に、いじめ対策委員を加え方針の決定】

- 対応方針の検討及び方針の決定（いじめ対策委員）
- 各職員の役割対応分担を確認。

⑤ 【上記にて決定した方針に従い対応】

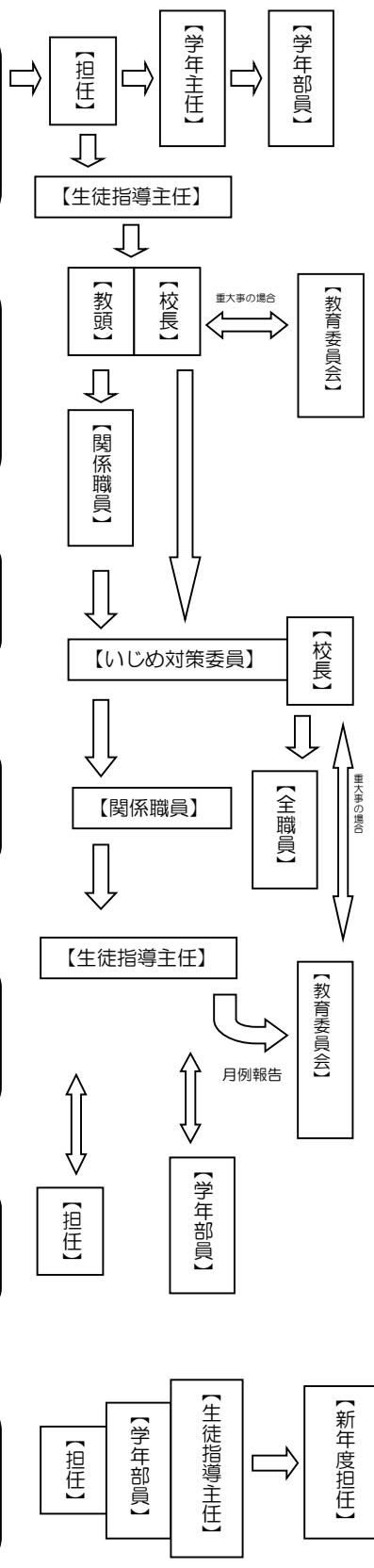
- 全職員に周知。
- 各教職員は分担して対応する
- 関係保護者への報告

⑥ 【解消までの経過観察（少なくとも3か月）】

- 毎月該当児童に教育相談を実施する。（日記等でもよい）
- 毎月、月例報告の際、生徒指導主任に経過報告する。

⑦ 【事例情報の次年度への引継ぎ】

- 学年部で引継ぎ資料の作成。
- 新年度、旧学級担任が新学級担任に状況を説明。  
(学級担任が異動する場合には学年部で引継ぎ準備をしておき伝える。)



# 教育相談の姿勢を生かした授業の視点のリスト

展開	教師の言動	具 体 例
授業前	授業改善の意欲をもつ	○教材研究を十分にしている。 ○一人一人の子供の声を授業改善に生かす。
	一人一人を思い浮かべて指導案をつくる	○個別の配慮を記した指導案を作成する。 ○一人一人の活躍する姿をイメージして。
開始時	一人一人を観察する	○子供の小さな変化をとらえて声をかける。 ○一人一人と目を合わせながら、正確な名前を呼ぶ。 ○全ての子供が見える位置に立つ。
	適切な授業開始の場をつくる	○快適な教室環境の整備をする。 ○始鈴と同時に子供の気持ちの切り換えを促す。 ○落ち着いた雰囲気をつくる。
授業時	授業への興味・関心を高める	○子供が注目しているかを確認する。 ○授業の雰囲気をつくる。 ○授業への動機付けをする。
	子供に合った説明をする	○子供が興味・関心のある事柄を取り上げて説明する。 ○一人一人の理解度を確認しながら話す。 ○声の大きさを工夫し、メリハリのある話し方を心がける。
	一人一人に応じた発問をする	○子供の反応を取り上げた発問をする。 ○「開かれた質問」と「閉じられた質問」をおりませる。 ○誰もが考えられる発問をする。 ○配慮を要する子には、その子のそばに行き行って繰り返す。 ○発問の後、十分考えられる間をとる。
	一人一人が生きる指名をする	○「分かる人」「できる人」より「やってくれる人」。 ○誰もが活躍できる工夫をする。 ○正確な名前で指名する。 ○個別指導をしたうえで指名する。 ○いつも発言する子がしないときは、注意深く見守る。
	子供の発言を十分に聴く	○発言は最後まで熱心に聴く。 ○相づちを打つなど受容的な姿勢で聴く。 ○誤った答えを一方向的に否定しない。 ○誤答や不適切な答えには、 ①再度質問したり、ヒントを与えたりして丁寧に対応する。 ②みんなで考えるようにする。 ③表情と言葉を違えない。 ○発言の後すぐに、「○○なんだね」と教師の言葉でまとめない。

<b>授</b>	子供の発言をつなげる	○子供同士の相互指名を取り入れる ○他の人の意見を聞いて、考えを深めさせる。
	子供の質問に誠意を持って対応する	○質問の内容を明確にする。 ○質問に込められた思いを明確にする。 ○その場で応じきれない質問は、「はぐらかさない。」「ごまかさない。」「一緒に調べる。」「調べる方法を示す。」「調べた後、応えることを約束する。」
		一人一人に応じた机間指導をする
	<b>業</b>	向上心を高めるために発言や作品をほめる
子供の立場に立った板書をする		○子供の発言を生かして板書をする。 ○授業の展開が見える板書計画をたてる。
心を込めて答案や作品を扱う		○答案の返却…公平に、秘密を守って ○作品の扱い…細心の注意を払って、大切に。 ○日記や教師宛手紙の公表は本人の承諾を得る。秘密は守る。
		<b>時</b>
学習の意欲を高める評価をする	○よくなった点を評価する。(個人内評価) ○個に即したメッセージを与える。 ○結果だけでなく過程を評価する。	
	<b>終了時</b>	
授業時間を厳守する		○終鈴を守る。 ○時間を守る大切さを教える。
		<b>授業後</b>
次回に生きる指導記録の作成	○配慮を要する子の活動を記録する。 ○他の教師と情報交換し、次の授業に役立つ内容を書き留めておく。	
<b>授業形態</b>	一人一人が達成感をもつ習熟度別授業を展開する	○一人一人に応じた指導をし、分かる喜びをもたせる。 ○子供たちが、喜んで学べるコース設定を工夫する。 ○子供や保護者に十分な説明を行う。
		充実感が得られる体験的な学習を展開する

## 人権意識チェック表

### 教師としての人権意識をチェックしてみましょう

番号	項 目	チェック
1	あらゆる機会をとらえて生命の大切さを訴えていますか。	
2	一人一人に分け隔てなく、明るくあいさつをしたり言葉をかけたりしていますか。	
3	よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしていますか。	
4	不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識していますか。	
5	特定の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意していますか。	
6	「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。	
7	幼児児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり、「呼び捨て」にしたりしていませんか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していませんか。	
8	遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。	
9	兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていませんか。	
10	「こんなこともできんのか」と幼児児童生徒をさげすんだ言い方をしていませんか。	
11	「また…か」「いつも…だ」などと、幼児児童生徒を固定的・断定的に見ていませんか。	
12	「男のくせに」とか「女らしく」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定したとらえ方をしていませんか。	
13	「あの国籍の子は…」 「あの地区の子は…」 「あのクラスの子は…」などと、個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていないか。	
14	「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年に優劣をつけた言い方をしていませんか。	
15	「しっかり勉強しないといい高校に行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしていませんか。	
16	「世の中は上下社会だから、差別はなくなるならない」などと、差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていませんか。	
17	学校のホームページに不用意に幼児児童生徒の個人情報(氏名、住所、写真など)を掲載していませんか。	
18	連絡帳等を見開きで放置したり、個人情報資料を不用意に扱ったりしていませんか。	
19	本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていませんか。	
20	家族調査や面談等で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していませんか。	

## 【いじめ】についてのアンケート(小学生用)

「かなしいよ。つらいよ。なぜ、いじめるの？」

あなたのまわりに、こんなおもいをしている人がいるとしたら・・・

おなじにんげんなのに、こころもからだもくるしめるいじめ。あなたのことばやたいどが、ともだちをきずつけているかもしれません。

そこで、いじめのないがっこうにするために、ほんとうのことをおしえてください。

このアンケートは、ぜったいにひみつにしますので、よろしくおねがいします。

( おとこ ・ おんな )

1 あなたは、4月から今まで、人からいやなことを言われたり、されたりしたことがありますか？

( ある ・ ない )

2 (ある)に○をつけた人は、つぎのしつもんに答えてください。

① いつからですか？ ( )

② だれからですか？○でかこんでください。

ア 同じクラス イ ほかのクラスの同じ学年 ウ ほかの学年 エ そつぎようせい

カ そのほか ( )

③ そのないようは、どのようなことでしたか？

ア むしされたり、なかまはずれにされたりした。

イ 体のことで、いやなこと、気にさわることをいわれた。

ウ いやなことをむりやりされた。

エ お金をもってこいといわれたり、とられたりした。

オ なぐられたり、けられたり、ぼうりよくをうけた。

カ ものをとられたり、かくされたり、いたずらされたりした。

キ わるぐちをいわれたり、かかれたりした。

ク けいたいでんわやパソコンなどのインターネット上のいやがらせがらせをうけた。

ケ そのほか ( )

3 あなたは、いま、いじめられている人、あるいは、いじめられているかもしれない人を知っていますか？また、それは、どのようなないようですか？ ( しっている・しらない )

ないよう

--

4 ほかに、がっこうのでこまっていることはありますか？ ( ある ・ ない )

どんなことですか？

ないよう

--

<参考資料出典>

- ・いじめ問題に関する取り組み事例集

(平成 19 年 2 月文部科学省国立教育政策研究所生徒指導センター)

- ・生徒指導提要

(平成 22 年 3 月文部科学省)

- ・子供のサインに気付いていますか？

教育相談推進資料「子供の心が変わるとき 子供と心が通うとき」

東京都教育相談センターのホームページ <http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/index.html>